



## 外商投資の審査批准権限の委譲

2010年6月10日付で商務部より《外商投資審査批准権限委譲の関連問題に関する通知》<sup>1</sup>が公布されました。以下に主なポイントについて紹介いたします。

### 1. 審査権限

#### (1) 地方への権限委譲

以下のプロジェクトについて、省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む）の商務主管部門及び国家経済技術開発区（以下、「地方審査批准機関」という）に審査批准が委譲されます。

分類	限度額
奨励類・許可類 外商投資性公司 外商投資ベンチャー投資企業 外商投資ベンチャー投資管理企業	3億米ドル
制限類	5000万米ドル

一回の増資額が限度額以下の増資については、地方審査批准機関が審査批准を行います。

また、限度額以上の奨励類で、国家総合バランスを必要としない外商投資企業の設立及びその変更事項は、地方審査批准機関が審査批准を行います。「国家総合バランスを必要としない」をどうとらえるかになりますが、場合によっては限度額以上でも地方レベルで批准されることがわかります。これに関する心配すべき事項としては、当初は地方レベルで「国家総合バランスを必要としない」とみなして批准したところ、後から国家レベルで

<sup>1</sup> 商資発[2010]209号

の批准を必要とすると判定されるようなケースが発生しないかという点です。そのため、「国家総合バランスを必要としない」という判断に基づいて地方で批准を取得しようとする場合は、その根拠をよくよく確認する必要があるといえます。

#### (2) サービス業分野

商務部が審査批准を行うと明確に規定している場合を除き、サービス業分野の外商投資企業の設立及びその変更事項（限度額以上及び増資を含む）は、地方審査批准機関が国家関連規定に従って審査批准を行います<sup>2</sup>。

#### (3) 外商投資株式有限公司の限度額

外商投資株式有限公司の限度額の計算基準を登録資本金から評価後の純資産に変更します。

#### (4) 国内企業の合併買収

外国投資者が国内企業を合併買収する場合の限度額は合併買収取引額に従って計算します。

## 2. 《国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書》及び《外商投資企業輸入設備、技術及び部品証明》

本通知において各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団の商務主管部門が《国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書》（以下、「プロジェクト確認書」という）及び《外商投資企業輸入設備、技術及び部品証明》を発行し、そして「外商投資審査批准管理システム」を通じて速やかに商務部に備案するように定められました。しかしながら、「プロジェクト確認書」については過去において発展改革部門より同部門が発行するという通達も公布されており、企業からするとどちらを優先すべきか悩ましいところです。せっかくプロジェクト確認書を取得しても税関に否定されてしまつては元も子もありませんので、プロジェクト確認書を利用して免税輸入する場合は、現地の税関にどの部門が発行するプロジェクト確認書が必要かを確認するのが無難でしょう。

以 上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

---

<sup>2</sup> 金融、電信分野の外商投資企業の設立及び変更事項は引き続き現行の法律法規に従って手続を行います。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。